

北九州市農業委員会
第1回東部部会会議（令和5年度8月部会会議）議事録

1 日 時 令和5年8月10日（木）午前10時00分～10時55分

2 場 所 小倉南区役所4階 特A会議室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 30名

農業委員 10名

川江秀孝	藤堂孝雄	各務浩	中谷陽子
榑野保博	古田俊策	中村治雄	井手尾秋義
澤水理佳	稲光進		

農地利用最適化推進委員 20名

増田強	矢野孔清	中村眞一	平尾長正
松根豊春	吉村晃一	坂井準二	有松政則
村田堯	平林秀美	村田紘	酒井一生
古田仁重	清水正人	木村博美	大下治三
黒崎隆博	河内一弥	山本勇次	小田征二

・欠席委員 1名

農業委員 1名

八木田経二

4 事務局出席者

江島 事務局長	篠田 次長	田上 係長	飛松 主査
安藤 主査			

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第1号	非農地証明願について	3件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	25件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	7件
報告第4号	農地改良届について	1件
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	3件

【議 案】

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件

6 傍聴人 なし

事務局

ただ今より、令和5年度第1回東部部会会議を始めます。本日の出席委員は31名中、30名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。なお携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。

まず、議事に入る前に、今回初めての部会ということで事務局と、市の農林部からご挨拶をさせていただきます。

(職員紹介)

事務局

それでは、議事に入ります。なお、本日、11ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新規就農者の方が来られていますので、面接を行いたいと思います。

それでは、議事の進行につきましては、部会長をお願いいたします。

部会長

ただ今より、令和5年度第1回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと承知していますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

次に、議案の審議に先立ちまして、新規就農者の面接を行います。

(新規就農者の面接)

部会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見等はございませんか。ご意見がないようでしたら、面接を終了いたします。

(新規就農者 退室)

それでは、議案の審議に入ります。お知らせしたとおり、報告事項と同様に事務局による個別内容の説明は省略いたします。

議案書の11ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議を行います。

それでは、議案第1号第1項、小倉南区曾根新田地区担当の松根委員報告をお願いします。

松根委員

議案第1号第1項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、曾根新田南の申請地において、水稻栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長

次に、第2項、小倉南区朽網東地区担当の川江委員報告をお願いします。

川江委員

議案第1号第2項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が新規営農するもので、朽網東の申請地において、水稻栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第1号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の13ページをお開きください。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、第2項は、申請者から取下げ書が提出され、議案から外れましたので、第1項及び次のページの第3項の審議を行います。

今月担当の第1東部調査委員会、中村治雄調査長から報告をお願いします。

中村治雄
調査長

議案第2号について、本会議に先立って行われました、第1東部調査委員会での事前審査結果について、ご報告いたします。

まず、第1項、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。無蓋駐車場として利用するため、農地を転用するものです。

隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま。

次に、第3項、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地です。鰻の養殖・加工場として利用するため、農地を転用するものです。

隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま。

以上、ご報告いたします。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

各務委員

第3項の条件につきまして、担当の農業委員として、開発行為を行うという説明がある時には、農業委員会が後回しにされている、あまりきちんと意見をもらえていないと感じます。

荒廃農地であれば特に言うことはないのですが、今回のように下に田んぼがあるような場合は、農業委員にきちんと説明をして、我々の意見を聞いて開発行為をしていただきたいと思いま。

部会長

私の場合はいつも開発審議会の中で、先に意見書を述べさせてくれと、こういう農

地があり、こういう水路のはけ場があると、他人に迷惑をかけない行為で開発を認めてくれと、そうしないと我々はもし何かあれば農業委員会の責任になるんで、ということ冒頭に私は申し上げます。

農業委員も推進委員もそうです。開発協議に呼ばれた時に、その現場に行った時に、地理的に頭に叩き込んで、人に迷惑のかからない条件をね、委員会の方から先に述べてやらないと、地主は何も分からんで印鑑を押したというのもおるんです。後から、委員会が認めたねというのも出てくるんです。

やっぱり水のはけ場、開発する以上は、雨水とかどこに流すのか、水路の関係があったら迷惑かからないようにするんだとか、委員としての発言権があるわけですから、言いなりになる必要はないんです。

(開発審査の手続きに関して、農業委員会の委員への書類提供の時期や現地確認に基づく委員からの意見の取り扱いについて、意見が出された。)

事務局

一般的に、土地開発の情報や、開発がどう進んでいるのかということは、関係部署からご案内が来ない限りは、農業委員会事務局では把握できません。

ただし、おっしゃるように、なるだけ丁寧に現地をご覧になりたい、当然役割を果たしていただけるということであれば、速やかに提示をするということは、この場でお約束したいと思いますし、先ほど会長がおっしゃったような視点でもって、現地を眺めていただきたいということをお願いします。よろしいでしょうか。

坂井準二委員

農業委員会に来る書類は行政の中で一定の手続きを踏みながら、農業委員会に流れてくるのであれば、農業委員会に来るタイミングをもう少し関係部署に働きかけて、早くすることは出来ませんか。

事務局

意見としてお伝えすればよろしいですか。我々は積極的に土地開発にコミットしている組織ではないので、その点については逸脱して変えることはできません。適法の範囲で、皆さま方が業務を進める上で、速やかな判断を下せるようにご協力をいただきたいという形での意見はお伝えしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

坂井準二委員

それで結構です。

事務局

現場でそういった不具合をお気付きになった段階で、事務局にご相談をいただけた方がよろしいかと思しますので、よろしく願いいたします。

部会長

よろしいですか。

(異議なしの声)

部会長

ご異議は無いようですので、議案第2号につきましては、許可相当と決定いたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、1番川江委員と2番藤堂委員です。よろしくお願ひします。

他にございませんか。なければ、他に事務局からございませんか。

(事務局より2件連絡事項)

部会長

以上をもちまして、令和5年度第1回東部部会会議を終了いたします。
お疲れ様でした。